

平成 31 年 1 月 25 日

農業委員会だより

●発行：八峰町農業委員会事務局 八峰町峰浜目名瀧字目長田 118 番地 TEL:0185-76-4611

農業セミナー

水稻栽培技術

第 1 部 「みっば」と「みつなえ」

第 2 部 「遊休農地」原因と解消方法を探る

2月17日(日) 峰栄館にて開催！！

農事講演会をこれまで8回実施してきましたが、昨年7月に新体制となった農業委員会では、聴くだけの講演会から、自分で考えて選択し実践を目指すことができるよう、農業セミナーを開催します。

第1部は水稻栽培技術「密播（みっば）」と「密苗（みつなえ）」の説明と事例発表及び質疑応答、第2部は「遊休農地」原因と解消方法を探る、をテーマに意見交換会を行います。

農業セミナー

【日 時】平成31年2月17日(日) 午後2時～

【場 所】八峰町峰浜地区文化交流センター 峰栄館 大ホール

【第 1 部】水稻栽培技術「密播」と「密苗」の説明と事例発表及び質疑応答

説明者 クボタアグリサービス株式会社 小田島 寿 氏

説明者 ヤンマーアグリジャパン株式会社 齋藤 晃平 氏

発表者 石川地区 農業者 福士 保洋 氏

【第 2 部】意見交換会（小グループにて実施）

テーマ「遊休農地」原因と解消方法を探る

*** 入場は無料です。ぜひお誘い合わせのうえ、セミナーにご参加ください。**

裏面には農用地取得要件の下限面積設定についての記事を掲載しています。

農地の取得に係る「面積要件」を緩和しました

空き家付属農地は10㎡、菌床しいたけ栽培に限定した新規就農者は10aから農用地取得が可能になりました！

平成30年10月開催の農業委員会総会にて、空き家付属農地の取得に係る下限面積を10㎡と決定し、同月11日公示しました。

また、平成31年1月開催の農業委員会総会にて、菌床しいたけ栽培に限定した新規就農者の農用地取得の下限面積を10aと決定し同月15日公示しました。

下限面積とは…

経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないと想定されることから、取得後の経営面積が50a以上（泊川以北は10a以上）なければ許可できないとする農地の取得に係る要件です。

●空き家付属農地の下限面積の設定理由について

人口減少・過疎化などのため遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地解消のために、八峰町空き家情報登録制度に基づき登録された空き家に付属した農地に限定し、農地取得の下限面積を設定する。

●新規就農者のうち菌床しいたけ栽培に限定した下限面積の設定理由について

菌床しいたけ栽培で就農を希望する者が、国庫補助事業の産地パワーアップ事業を活用して施設導入を図ろうとする場合、複合経営が要件となっていることから、農地を借りて野菜等を栽培し販売する必要があるため、菌床しいたけの通年栽培を行う新規就農者にとって実現可能な面積を設定するため。

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！！